

令和6年(ワ)第23号 ウェブページ削除等請求事件

原告 部落解放同盟新潟県連合会 外3名

被告 宮部龍彦 外1名

令和7年3月5日

新潟地方裁判所第一民事部合議係 御中

被 告 宮 部 龍 彦
被 告 示 現 舎 合 同 会 社
上記代表社員 宮 部 龍 彦

原告らはこの裁判において、感情的な思いや決意を表明していますが、裁判とは事実を検証し明らかにする場であるべきです。私はあくまで事実に基づいて話を進めません。

まず2023年2月3日に県立荒川高校体育館で行われた確認会と称する糾弾会です。原告らは私が「ヤクザみたいだった」と表現したことが名誉権侵害であると主張しています。しかしこれは事実を適切に表現したものであり、実際にその場で何が起きていたのかを克明に述べます。

会には、部落解放同盟新潟県連合会の関係者と思われる年配の男性5～6名が参加していました。その後ろには特別席のようなものがあり、新発田の住吉支部の女性幹部、つまりは原告長谷川サナエさんが座り、会の進行や発言を実質的に指示していました。実際に発言していたのは3名ほどで、残りは黙って睨みをきかせるような状態でした。さらに解放同盟側の男性の一人が「先生たちも何とか言ってみろ」と迫りましたが、教員側は何も言えず沈黙していました。その時、長谷川さんが「名指しすればいい」と横から指示を出し、その状況は非常に威圧的で恐怖を感じるものでした。

この会合には教員約 30～40 名が参加しており、皆スーツを着て真面目な様子で臨んでいました。教員は荒川高校とその周辺の学校の教頭、校長、同和担当教員らしい先生でした。さらに村上市の教育委員長と県教委の長谷川雅一教育次長らが出席していました。解放同盟側は村上市長も呼んだのに来なかったことに対し、「こんな大事な場に来ないとは何事だ」と強い怒りを示しました。

解放同盟側は「同和地区出身の生徒が何人いるのか把握しているのか」「地区の情報は地元の教員に聞けば分かるだろう、それを言わないのは差別している証拠だ」と学校側に執拗に詰め寄りました。解放同盟側は、別の学校で「部落の子はいない」と回答したところ、後から部落出身の生徒が判明したことを持ち出し、「あの学校は嘘をついた、俺たちを騙した、それは差別しているからだ、嘘をついたら許さない」と強く脅迫しました。

学校側は人数と地区を具体的に挙げて答えてしまいました。また「自殺した生徒についても、本人が部落に住んでいるわけではなく、そこに祖父の家があって通うこともあるから取りこぼさないようにしている」みたいなことを回答してしまいました。また、会場では自殺した生徒の母親の出身校までも話されていました。

なぜ個人のプライバシーに関わることなのでお答えできないと言わなかったのか。教育委員会の関係者もその場にいたにもかかわらず、なぜ止めなかったのか。解放同盟側は立場を利用して、特別扱いをさせろ、同和教育を徹底的にやれと脅しをかけているように見えました。また、正直なところ、これはいじめではないかとも感じました、と、糾弾の様子を知る方は私に話しています。

さらに解放同盟側は部落の生徒の家庭訪問を強く要求し、「なぜ特別な配慮をしないのか、差別しているから行かないのだろう」と強く非難しました。学校側が「家庭訪問時に部落出身だからと本人に説明するのか」と反論したところ、解放同盟側は逆上し「口答えするな」「普通の差別の問題じゃない、特別扱いしないと分からない」と声を荒げ、学校側は最終的に訪問を承諾せざるを得ない状況に追い込まれました。

終了予定時刻を過ぎた際、学校側が「コロナがあるから換気も必要だし、時間は 16 時半までとお約束したはず」と述べたのに対し、解放同盟側は「時間なんていいじゃないか！コロナなんて大丈夫だ！」と、むちゃくちゃな返答をしました。

現場は「脅迫や恐喝のような異常な威圧感に支配され、誰も反論できなかった」「まるでヤクザのようだった」「警察を呼んでもおかしくない状況」だったと言います。

生徒の自殺について県教委は、公式には具体的な学校名を伏せてはいますが、荒川高校であることは SNS 等で地元の人が話題にしていたので、公然の秘密です。解放同盟はそれだけにとどまらず、自身が開催した研究集会で自殺した生徒の祖父の家がある地域を特定できるようなことまで話し、生徒の名字は部落姓だなどということまで言っています。はっきり言えば、生徒の個人名は解放同盟側が出した情報をもとに特定できる状態です。

解放同盟側が学校側を脅迫し、生徒の個人的な情報を強引に言わせた行為は、地方公務員法上の守秘義務違反という犯罪行為です。

これらの具体的かつ詳細な事実を踏まえれば、私が「ヤクザみたいだった」と表現したことは誇張や中傷ではなく、現場で実際に行われたことを正確に描写したものです。私は十分な証拠を提出していますし、それでも足りないというのであれば、当時その場にいた人物の何人かは分かっているのだから、聞いてみれば何が事実なのか分かるはずです。

ここまで話を聞けば、本当に原告らが「部落差別を解消したい」と考えているのか、または「部落の場所を誰にも知られたくない」と強く願っているのか、正直いって疑わしく思うのではないのでしょうか。

たとえば、原告らのやり方は、自分たちの額に「部落民」と大きく入れ墨を入れて、公共の場で過激な行動を繰り返しているのと変わりありません。そして、まるで「部落」を人質に取り、それを誰も口にできないようにしているように見えます。

裁判官はよく承知のことと思いますが、これは行政訴訟や刑事事件のような公法上の裁判ではなく、私人どうしの民事裁判です。私が社会的な立場から罪を問われてい

るわけではなく、あくまで原告らが私に損害賠償を求めてきている、いわば個人間のトラブルです。

当然、こういった民事裁判では、原告らの個人的な主張や感情のほかに、具体的な証拠と法的な根拠が重要になります。しかし、原告らは、「部落が差別されている」と盛んに訴えながら、同時に部落の場所について誰かが話すことを強制しています。

原告らは本当に差別をなくしたいのではなくて、脅しか、あるいは後ろ暗い行為を誰も指摘できなくするために部落という存在を利用しているだけではないのですか。いずれにしても、この裁判は私と原告らとのあいだの民事上の争いであって、公の視点から私の行動がどうかという問題ではなくて、原告らの立場から見て、私に損害賠償を請求する資格があるかどうかという問題です。

次に、「曲輪クエスト」についてです。これは日本各地に残る古村の現状や歴史を客観的かつ具体的に調査し、記録したものです。単に古村を訪れるだけではなく、様々な人々との出会いを通じて、社会的・歴史的・行政的な視点から重要な考察をしています。

例えば、新潟県内の取材では、歴史的文献を綿密に調査したうえで現地を訪れ、実地調査との比較検証を通じて報告しています。上越市北本町や新発田市住吉町などでは、同和対策事業が行われた経緯や行政施策について検証し、適切であったかどうか批判的に考察しています。これは同和事業のあり方やその社会的影響を考える上でとても価値のあるものです。

また、胎内市桃崎浜、乙地区などの調査では、行政が地域を十分に把握せず恣意的に古村を指定した可能性を指摘しています。これは公的資金の適切な運用や行政の透明性向上につながる公益性を持っています。

さらに、村上市の湯の沢地区では、旧神林村裁判の司法判断と実際の地域の様子が異なることが分かりました。実際に取材してみると、解放同盟が何も知らない高齢

者に署名させるなど、一部の人の活動によって迷惑している人もいることを知りました。このことは司法や行政判断が必ずしも現実と一致しないことを示す重要な事例です。

下越で賤民を指した言葉である「わたり」「たいし」さらには「わたりばしょ」「てえしんしょ」といったネイティブの発音が聞けたのも、これが最後の機会でしょう。早道場で太子堂を発見し、「わたり」が太子信仰とつながる確証を持った時は感動しました。その太子堂は朽ちるがままになっていますが、中にあるものは早く文化財として保護すべきであると思います。

また、取材中に原告らを知る人にも出会いました。過去にはハローワーク職員が些細な言葉遣いを理由に差別として糾弾され、自宅まで押しかけられることがあり、「彼らのやっていることは犯罪だ」とまで言われたことがありました。荒川高校での糾弾会のことを知って、その意味がよく分かりました。

元公務員の方で、誰ということは絶対に明かせないのですが、新潟では、もともと同和事業はやらなくて、部落問題は忘れられるはずだったのが、解放同盟が騒いだせいで台無しになったと、怯えながら私に話す人がいました。

「寝た子を起こすな」という言葉がありますが、原告らのやってきたことは、明らかにそれとは違います。学校に対して同和地区の子は誰だ、どの地区だと言わせることが違うのはもちろんのこと。部落問題については触れないでそっとしておけばいいということが「寝た子を起こすな」であるとしても、ではその場所がどこなのか公言した人を吊し上げて叩き潰すのも違うでしょう。

真皿では思いがけない人とはち合わせ、新潟の解放同盟が成田の三里塚闘争とつながっていることも知りました。

原告らは私が古村の悪いところばかりを書いていると主張しますが、それは原告らがそのような部分ばかりを抜き出しているからです。私はありのままの事実を書いているだけで、いいことばかり書けばかえって信用されなくなります。

以上から、「曲輪クエスト」は差別を助長するものではなく、歴史的事実の解明や社会的課題の指摘を目的とした公益性の高い調査報道であることは明らかです。原告

が主張するような人権侵害や差別の意図は存在しません。

むしろ部落差別を積極的に広めている張本人は、原告である解放同盟や行政、司法、法務省人権擁護局など、あなた方自身ではありませんか。「差別をなくす」と言いながら、「部落は特別な地域だ」とあなた方自身が宣伝しています。あなた方が「部落に住んでも何の問題もない」とは決して口にせず、「差別が根深いから特別扱いが必要だ」と繰り返すことで、世間にかえって部落に対する偏見を植え付けているのです。

2016年に全国部落調査事件の裁判が提起された時点では、いわゆる紙の書籍をインターネットで検索できる範囲は限定的でした。しかし現在は国立国会図書館デジタルコレクションや Google ブックスで、私が訪れた地名と部落を組み合わせれば、高確率でそこに部落があるという趣旨の文献が出てきます。ところが、その結果として差別が増加したという事実は全くありません。部落の地名を公言することが差別だ、という風に差別の基準のゴールポストを動かして騒ぐ人たちが出てきただけです。

「地名を公開すれば差別が増える」という言説には何も根拠がないばかりか、一般市民を「無知で無教養な人々だ」と決めつける差別的で選民思想的な発想です。例えるなら、ある人物が「日本の首相は無能でバカだ」と毎日宣伝しているところに、私が事実として「現在の首相は石破茂さんですよ」と述べた途端、「石破茂を侮辱した！」と私が非難されるようなものです。地名を言っただけで差別だと騒ぐのは、まさに同じような理不尽で非論理的な話です。

さらに問題なのは、解放同盟のあなた方が、自分たちを「被差別者」と自称し、それを根拠に相手を糾弾しているという事実です。あなた方は実際に差別された証拠を何も提示しません。「先祖が差別を受けた」と言っているだけで、自分たち自身が差別されたかどうかは誰も確認できないままです。自らが何か努力をして得た地位ではなく、ただ「部落出身である」という、自称するだけで簡単に手に入れた特別な立場を利

用して、学校や行政などの相手を非難し糾弾しています。

例えば、新潟県の荒川高校で開かれた確認会と称する糾弾会では、解放同盟側がまるで自分たちに特別な権力があるかのように振る舞い、生徒や教師の個人的な情報まで強引に引き出しました。差別を盾に他人を一方向的に攻撃する行為は、まさに新しい差別を生む原因となっています。

たとえてみれば、いじめられたことがあると自己申告した生徒が、実際にはそれが本当かどうか誰も確かめられないまま、「私は被害者だから他人を攻撃する権利がある」と主張しているようなものです。そんなことを許せば新たないじめや差別を生むだけです。

本当に差別をなくしたいなら、あなた方自身がまず「部落を特別扱いする」ことをやめるべきです。部落地域を隠し、永久に特別扱いは、差別をなくすこととは全く逆の方向です。いや、既に差別はなくなっています。今でもインターネットで検索すれば、私が書いた記事が出てくるではないですか。それを消さなければならぬと必死になることをやめて、「部落に住んでも何の問題もない」と明言すれば全てが解決するのです。みんなが楽になるのです。

さて、私は、この裁判に関連して新潟県教育委員会に対し行政文書の情報公開を請求しました。県教委は私の請求に対し、当初は行政文書の部分公開を決定しました。しかし、原告である部落解放同盟新潟県連合会は、私の情報公開請求を妨害するために審査請求を申し立て、執行停止を求めました。県教委はこれに安易に応じ、結果として情報公開が著しく遅延し、私が文書を手に入れるまで実に2年もの期間を要しました。この県教委が開示した文書は、今回の裁判の証拠として提出しています。情報公開審査会の答申においても、県教委の対応は「遅延が見られた」と異例な指摘がなされているところであり、行政が原告側に配慮しすぎて本来の義務を怠ったことが明らかになっています。

私は、この執行停止措置の不当性を問うために、この裁判所で別の裁判を起こしま

した。その法廷において、裁判が終わった後、法廷前の廊下で原告の関係者と思われる高齢の男性が私に対し、「新潟に來い！」などと威圧的な声を浴びせました。とにかく、私を新潟まで呼び寄せたかったのでしょう。

一方、前述の裁判においては、鈴木雄輔裁判長にリモートでの口頭弁論を許可していただきました。この対応は、極めて評価できるものであり、裁判におけるIT技術の活用、裁判参加者の負担軽減、公正な裁判運営に大きく資するものと考えています。

このように、今回の裁判においてもリモートでの弁論は十分に可能であり、むしろそのような方法を積極的に採用すべきだと考えます。裁判所には、原告側の感情的な要求に過度に配慮するのではなく、公平で効率的な審理を実現するための適切な判断を強く望みます。

さて、大変な苦勞をして教育委員会に開示させた文書ですが、部分開示と言えど原告解放同盟と県教育委員会の特別な関係が伺えます。具体的に示しますと、例えば「令和2年6月10日」には、生徒の個人情報に関わる事案が校内で発生し、その詳細な情報が学校から県教育委員会を経て解放同盟へ提供されています。また、「令和3年4月12日」には県教育委員会と解放同盟が合同で学校を訪問し、同和教育の推進を指導しています。これは、教育基本法第14条が規定する「教育の政治的中立性」を著しく逸脱した行為と考えられます。

さらに、「令和2年11月」以降、生徒に対して同和教育に関する詳細なアンケートが行われ、その結果が定期的に解放同盟と共有されていることが記録されています。また、「令和4年9月30日」付けで、新潟県教育委員会高等学校教育課長が解放同盟に対して生徒の個人情報を含む詳細な情報を正式に提供しています。

これらの行為は、地方公務員法第34条1項が規定する「職務上知り得た秘密を漏らしてはならない」という守秘義務に明らかに違反する重大な問題です。教育委員会と原告らが結びつき、生徒の個人情報を恒常的に収集し、外部団体に提供している実態が、この開示された文書から具体的に証明されています。

原告らが本当に知られたくないのは、部落云々ではなく、このような実態ではないでしょうか。

そして、本裁判の審理の進め方および閲覧制限措置の運用について、重大な疑義を抱かざるを得ません。特に、裁判所が頻繁かつ広範に閲覧制限措置を採用していることは、民事訴訟法第 92 条 1 項が定める「私生活に関する重大な秘密」の保護という本来の趣旨を著しく逸脱しているものと考えます。

具体的には、本件訴訟において裁判所は、地名そのものを「重大な秘密」とみなし、「曲輪クエスト」に記載した歴史的な古村名や、原告自らが提出した証拠書面に記載された地域名にまで閲覧制限をかけています。しかしながら、これらの地名情報はすでに公知の情報として一般に流通しており、全く秘匿性がないことは明らかです。それをあえて制限の対象とすることは、明らかに民事訴訟法第 92 条 1 項の要件を欠くばかりでなく、裁判の公開原則(憲法第 82 条)に反する不当な措置です。これは裁判所による恣意的かつ違法な判決の先取りに他ならず、司法制度の信頼を著しく損なうものです。

さらに私は、閲覧制限に対する特別抗告を申し立てましたが、裁判所は私を「閲覧制限を受ける者ではなく不服の利益がない」として、最高裁への抗告を拒否しました。しかし、閲覧制限措置がなされること自体が、私の裁判公開原則に基づく権利を侵害しているのは明白です。司法の透明性や公正さに対する国民の監視という重要な権利を、裁判所が一方向的に奪うことは、憲法上許されるものではありません。

また、原告らの感情的かつ政治的な意見陳述を裁判所が無批判に許容している点についても指摘せざるを得ません。原告側には自由な主張の場が与えられ、私にも同じ時間の意見陳述が認められていることは承知しております。しかし、私はこのような法廷パフォーマンス自体に強く反対したにも関わらず、裁判所がそれを強行したため、いまこのような陳述をしていること自体が全く不本意です。これは私だけの問題ではなく、「解放同盟と裁判になると、個人であってもこんなことをさせられるんだぞ」と

いう、脅しではないですか。

これまでの裁判所の態度や措置には明らかに原告側に偏った配慮が見られます。これは「法の下での平等」(憲法第 14 条)に著しく反するものではないでしょうか。もし、裁判所が「部落解放同盟」という特定の団体への配慮や恐れから原告側を特別扱いしているのだとすれば、司法の公平性と中立性が根底から破壊されることとなります。裁判とは、政治的主張や感情の発露の場ではなく、あくまでも厳格な事実認定と法的判断を行うべき場です。裁判所が法的根拠に欠ける閲覧制限や特定の当事者への不合理な配慮を続ける限り、この裁判自体が社会運動や政治的プロパガンダの道具に墮する危険性があります。

裁判所には、法廷秩序を厳格に維持し、憲法と法律に従い公平で透明な裁判を遂行する義務があります。司法が特定の思想や感情に左右されてはなりません。裁判所が速やかに本裁判の運用方法を是正し、公正な審理を行うことを強く要求します。